

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び桃山御陵前地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが桃山御陵前地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

なお、だれもが利用しやすい旅客施設とするためには、個々の施設の整備状況が特に重要であるため、公共交通事業者が実施する旅客施設のバリアフリー化事業計画は、より具体的な内容を示します。

ここに示す事業計画は、

特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等）の計画

特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

その他の事業計画

桃山御陵前地区内の国道24号において行われる、電線共同溝事業などのバリアフリー化の推進に関連する事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

| | |
|----|---|
| 短期 | 平成19年から20年の間に事業を完了させることを目標とするもの |
| 中期 | 平成19年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの |
| 長期 | 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの |

に区分しています。

なお、特定事業については、桃山御陵前地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会等が、それぞれ桃山御陵前地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 近鉄桃山御陵前駅・京阪伏見桃山駅等のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 近鉄桃山御陵前駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、近鉄桃山御陵前駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

地上の改札階とホームを結ぶエレベーターの設置による段差解消や階段等の手すりの設置・改善により、高齢者や障害のある方などがより円滑に移動できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

イ 情報案内設備

エレベーターやトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置やホーム上の運行情報提供設備（行先表示器）の設置等により、高齢者や障害のある方などにとって、より分かりやすい案内情報が提供できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

ウ 利便設備

現在の車いす用トイレをオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）にするなど多機能トイレへ改善します。

エ 個別設備

改札口の券売機を車いす利用者の方が利用しやすいように蹴り込みを改善します。また、点字料金表の設置も併せて行います。

(2) 京阪伏見桃山駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、京阪伏見桃山駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

改札階からホームへのエレベーターを設置します。

また、改札階から地上までの経路において、バリアフリー経路は駅に隣接する商業施設を経由することから、施設内のエレベーターや施設入り口のスロープが高齢者等にとって利用しやすくなるように改善を検討します。

イ 情報案内設備

エレベーター、トイレ及び構内案内板へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置・改善します。

ウ 利便設備

駅構内に多機能トイレを設置します。一般トイレについても高齢者等が利用しやすいように手すりの設置等の改良を行います。

(3) その他の課題の検討

連絡会議や分科会などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や近鉄桃山御陵前駅及び京阪伏見桃山駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

階段手すりの点字表示の設置位置・表示内容や文字の見やすいタッチパネル式券売機の設置，その他提起された様々な課題・問題点について，今後，設備の更新時期などにあわせ，できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化，緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）やより分かりやすい料金表，路線図及び情報案内表示等について，関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小等，桃山御陵前地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては，長期的な課題として検討を進めます。

（４）バリアフリー化事業計画の概要

ア 近鉄桃山御陵前駅のバリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置づけて事業実施を図ります。

- (ア) 改札階から上り，下り各ホームへのエレベーターの設置（２基）
- (イ) 車いす用トイレを多機能トイレに改善
- (ウ) 点字表示の設置位置・表示内容の改善も含めた階段手すりの改善
- (エ) 駅構内スロープにおける手すりの設置
- (オ) 点字料金表の設置
- (カ) 各ホームにおける待合室の入口段差等の改善
- (キ) 視覚障害者誘導用及び警告用ブロックの設置・改善
- (ク) 運行情報提供設備（行先表示器）の設置

イ 京阪伏見桃山駅のバリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置づけて事業実施を図ります。

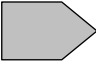



- (ア) 改札階から上り，下り各ホームへのエレベーターの設置（２基）
- (イ) 多機能トイレの設置並びに一般トイレの改良
- (ウ) 駅構内及び構外における階段手すりの改良
- (エ) 駅構外から改札口までの案内表示及び視覚障害者誘導用ブロックの連続した設置などの案内誘導設備の改善
- (オ) 視覚障害者誘導用及び警告用ブロックの設置・改善

近鉄桃山御陵前駅・京阪伏見桃山駅における公共交通特定事業計画の概要を表 8 に，また，公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表 - 9 に示します。

表 - 8 近鉄桃山御陵前駅及び京阪伏見桃山駅における公共交通特定事業計画の概要

| 駅名 | 事業内容 | 事業主体 | 目標年次 | | | | |
|------------------|-----------------------------|--------|------|----|----|----|------|
| | | | H19 | 20 | 21 | 22 | 23 ~ |
| 近鉄 桃山 御陵前駅 | 改札階から各ホームへのエレベーターの設置 | 近畿日本鉄道 | | | | | |
| | 車いす用トイレを多機能トイレに改善 | | | | | | |
| | 駅構内スロープにおける手すりの設置 | | | | | | |
| | 点字運賃表・点字案内板の設置 | | | | | | |
| | 各ホームにおける待合室の入口段差等の改善 | | | | | | |
| | 各ホームへの階段における2段手すり設置など手すりの改善 | | | | | | |
| | 視覚障害者誘導用及び警告用ブロックの設置・改善 | | | | | | |
| | 運行情報提供設備（行先表示器）の設置 | | | | | | |
| 京阪 伏見 桃山駅 | 改札階から各ホームへのエレベーターの設置 | 京阪電気鉄道 | | | | | |
| | 多機能トイレの設置 | | | | | | |
| | 階段手すりの改良 | | | | | | |
| | 視覚障害者誘導用及び警告用ブロックの設置・改善 | | | | | | |

表 - 9 近鉄桃山御陵前駅及び京阪伏見桃山駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

| 駅名 | 事業内容 | 事業主体 | 目標年次 | | | | | |
|----------|-------------------|------------------|---|----|----|----|----|---|
| | | | H19 | 20 | 21 | 22 | 23 | ~ |
| 近鉄桃山御陵前駅 | 券売機の蹴り込み改善 | 近畿日本鉄道 |  | | | | | |
| 2駅共通 | 各ホームに非常通報ボタンの設置 | 近畿日本鉄道 京阪電気鉄道 |  | | | | | |
| | 様々な設備の改善の検討 | |  | | | | | |
| | 各鉄道事業者における共通課題の検討 | |  | | | | | |

特定事業計画作成の段階で、特定事業として実施可能かどうかの検討を行い、可能な限り、表8の事業と一体的な整備を行うものとします。

近鉄桃山御陵前駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 13 に、京阪伏見桃山駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 14 に、示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、近鉄桃山御陵前駅及び京阪伏見桃山駅を発着する鉄道車両及び桃山御陵前地区のバス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。

また、扉の開閉時にチャイムにより扉位置を知らせる装置について、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。


イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表 - 10 に示します。

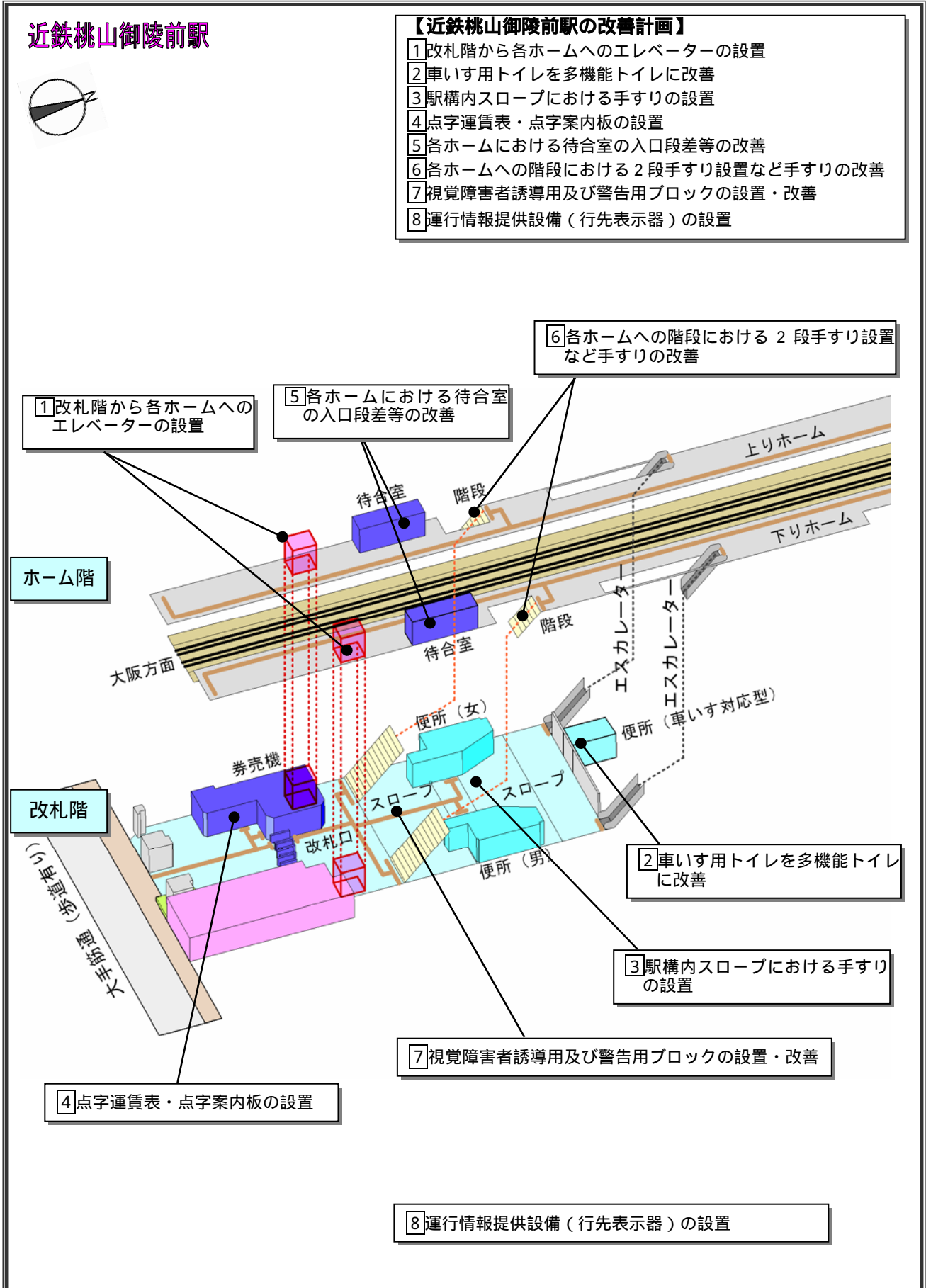
表 - 10 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

| 事業内容 | 目標年次 | | | | | |
|------------------------------------|---|----|----|----|----|---|
| | H19 | 20 | 21 | 22 | 23 | ～ |
| 桃山御陵前地区バス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする |  | | | | | |

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

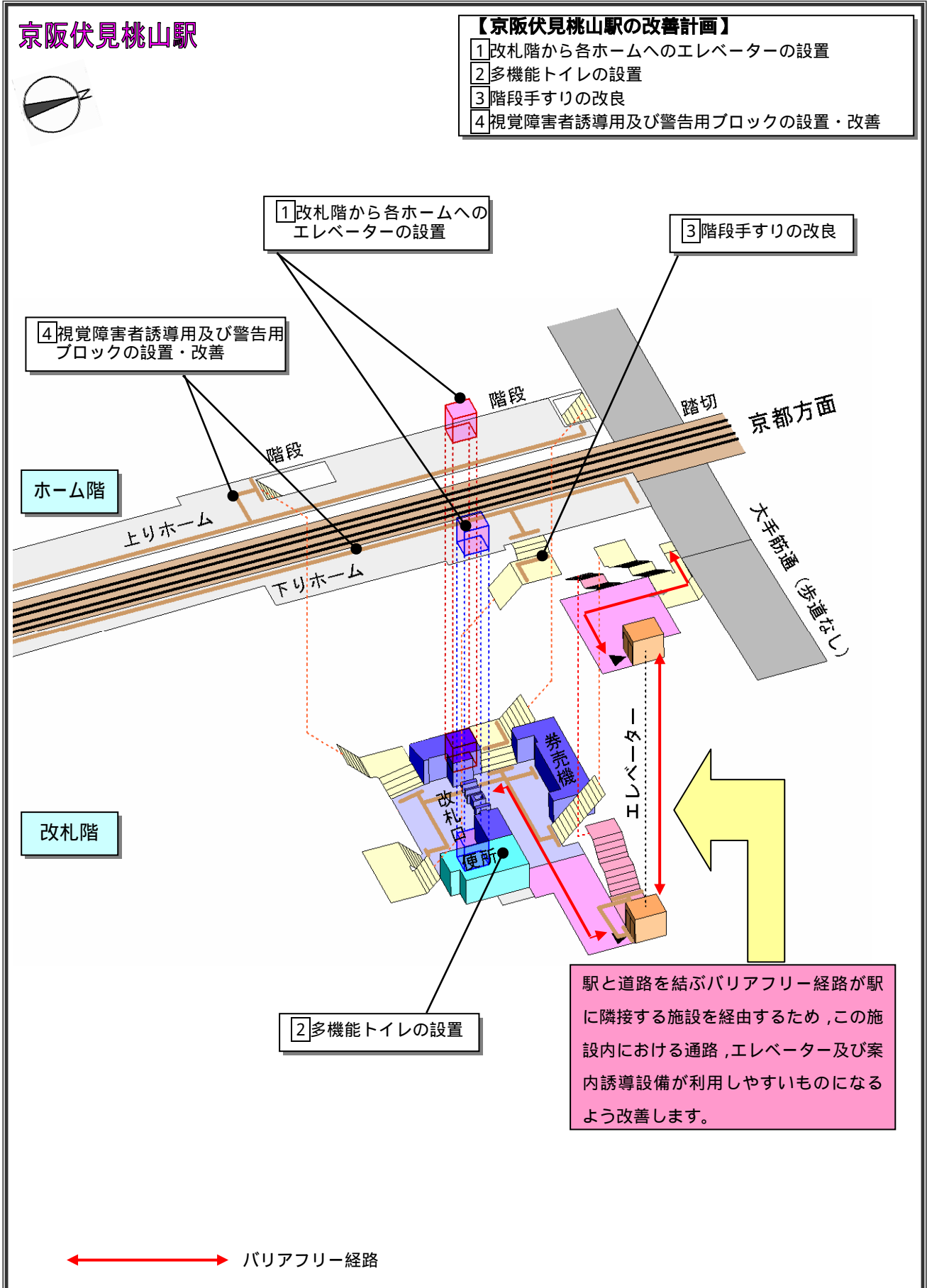
| 年次 | 総車両数 | ワンステップバスの車両数 | ノンステップバスの車両数 | ノンステップバス・ワンステップバスの割合 |
|--------------------------|------|--------------|--------------|----------------------|
| 平成18年度末 (2006年度末) | 750 | 19 | 454 | 63% |
| 平成19年度末予定 (2007年度末予定) | 750 | 29 | 527 | 74% |

図 - 13 近鉄桃山御陵前駅のバリアフリー化事業計画



イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

図 - 1 4 京阪伏見桃山駅のバリアフリー化事業計画



イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

3 道路のバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 生活関連経路

生活関連経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 生活関連経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の近鉄桃山御陵前駅及び京阪伏見桃山駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

ウ その他

(ア) 放置自転車等の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成19年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。


(2) バリアフリー化事業計画の概要

桃山御陵前地区における道路特定事業計画の概要を表 - 1 1 に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表 - 1 2 に示します。

表 - 1 1 道路特定事業の概要

| 経路 | 路線 | 事業内容 | 目標年次 | | | | |
|-----------------|-----------------------------|---------------------------|---|----|----|----|------|
| | | | H19 | 20 | 21 | 22 | 23 ~ |
| 生活関連経路 | 一般府道 伏見港京都停車場線 (通称：竹田街道) | 段差，勾配の改善 |  | | | | |
| 生活関連経路 区 間 1 | 主要府道 大津淀線 (通称：大手筋通) | | | | | | |
| 生活関連経路 区 間 2 | 主要府道 大津淀線 (通称：大手筋通) | 歩行者優先策の検討 (アーケード内整備済み) |  | | | | |
| 生活関連経路 区 間 3 | 主要府道 伏見柳谷高槻線 (通称：大手筋通) | 段差，勾配の改善 | | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 納屋町通 | 歩行者優先策の検討 |  | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 南部町通 | | | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 毛利橋通 | 段差，勾配の改善 |  | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 竹中町通 | 歩行者優先策の検討 | | | | | |

表 - 1 2 道路特定事業以外の事業計画の概要

| 経路 | 路線 | 事業内容 | 目標年次 | | | | |
|--------|----------------|-----------|---|----|----|----|------|
| | | | H19 | 20 | 21 | 22 | 23 ~ |
| 生活関連経路 | 国道 24 号 | 段差，勾配の改善 |  | | | | |
| | 重点整備地区内のその他の道路 | 歩行者優先策の検討 | | | | | |

道路のバリアフリー化事業計画等を図 - 1 5 に示します。

4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会は、重点整備地区において、高齢者や障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策の検討を行います。

ア 信号機の整備

高齢者などの安全な横断を確保するため、既設信号機の高齢者感応化への改良整備，設置等の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道，横断歩道，バス停留所などにおける違法駐車の影響・取締りを推進するとともに，関係機関・団体などと連携して，違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は，平成19年度末を目途に定めませんが，道路特定事業の実施状況と密接に関連することから，同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

桃山御陵前地区における交通安全特定事業計画の概要を表 13 に示します。

表 - 13 交通安全特定事業の概要

| 経路 | 路線 | 事業内容 | 目標年次 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|---------------------------|------|----|----|----|----|---|
| | | | H19 | 20 | 21 | 22 | 23 | ～ |
| 生活関連経路 | 一般府道 伏見港京都停車場線 (通称：竹田街道) | 違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進 | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 区間 1 | 主要府道 大津淀線 (通称：大手筋通) | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 区間 2 | 主要府道 大津淀線 (通称：大手筋通) | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 区間 3 | 主要府道 伏見柳谷高槻線 (通称：大手筋通) | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 納屋町通 | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 南部町通 | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 毛利橋通 | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 | 市道 竹中町通 | | 注1) | | | | | |
| 生活関連経路 区間 3 | 御香宮前交差点 (国道24号と大手筋通の交差点) | 既設信号機の高齢者感応化への改良整備の検討 注2) | 注1) | | | | | |

注1) 現在すでに取組を進めている事業であり，今後も継続して事業を推進する。

注2) 高齢者感応式信号・・・青延長ボタン付き信号

5 その他のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 旅客施設以外の生活関連施設における事業計画の基本的な考え方

桃山御陵前地区の旅客施設を除く官公庁施設，商業施設，福祉・医療施設，文化・観光施設等の生活関連施設においては，段差・勾配の改良等のバリアフリー化の取組を進めます。特に，高齢者や障害のある方などが多数利用すると考えられる主要な生活関連施設においては，できる限り，バリアフリー基準に適合するよう改善の取組を進めます。

(2) 都市公園におけるバリアフリー化事業計画の概要

桃山御陵前地区において，高齢者等の多数の人が利用する地区の主要な都市公園として，南部公園が挙げられます。この南部公園において，段差・勾配の改良等による公園入口及び公園内経路の改善並びにベンチなどの休憩施設の改善等の取組を進めます。

(3) 路外駐車場におけるバリアフリー化事業計画の概要

桃山御陵前地区において，高齢者等の多数の人が利用する主要な路外駐車場として，財団法人京都市駐車場公社の伏見今町駐車場があげられます。この伏見今町駐車場において，段差解消による駐車場入口の改善の取組を行います。

(4) 建築物等におけるバリアフリー化事業計画の概要

桃山御陵前地区において，多数の高齢者や障者のある方などが利用し，バリアフリー化が必要な施設として，伏見区役所，京都大橋総合病院，伏見サティ及び御香宮神社などの施設があげられます。これらの建築物におけるバリアフリー化事業計画の概要を以下に示します。

ア 京都大橋総合病院におけるバリアフリー化事業計画の概要

京都大橋総合病院においては，入口部における段差及び警告ブロック等の改良，病院内における誘導ブロック及び案内表示の改良，一般及び身障者用トイレの改良，エレベーターにおける案内誘導の改良，階段部分における手すりの改良及び警告ブロックの設置等の取組を進めます。

イ 伏見サティにおけるバリアフリー化事業計画の概要

伏見サティにおいては，店舗敷地内における誘導ブロック及び案内表示の改良，一般及び障者用トイレ並びにエレベーターにおける案内誘導の改良，階段部分における手すりの改良及び警告ブロックの設置等の取組を進めます。

ウ ハローワーク伏見におけるバリアフリー化事業計画の概要

ハローワーク伏見においては，階段部分における手すりの点字板及び警告ブロックの設置，2階執務室入口における誘導ブロックの設置，トイレ入口部における点字案内板及び障者用トイレにおけるベビーシートの設置，並びに一般トイレにおける誘導ブロックの改善等の取組を行います。

エ 御香宮神社におけるバリアフリー化事業計画の概要

御香宮神社においては，境内のバリアフリー化の取組を進めます。

オ 福祉工房 P&P におけるバリアフリー化の取組の概要

福祉工房 P&P においては，これまで入口部，トイレ及び建築物内において，障害のある方等が利用しやすくなるようバリアフリー化の取組を行っていますが，今後も継続して取組を進めます。

カ 大手筋商店街におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見大手筋商店街振興組合では、伏見警察署等の関係機関と協力・連携を図りながら、大手筋商店街で安全に買い物を楽しめるように、これまで看板・商品等の道路へのはみ出し、路上駐輪及び自転車のマナーなどについて、さまざまな取組を行っていますが、今後も継続して取組を進めます。

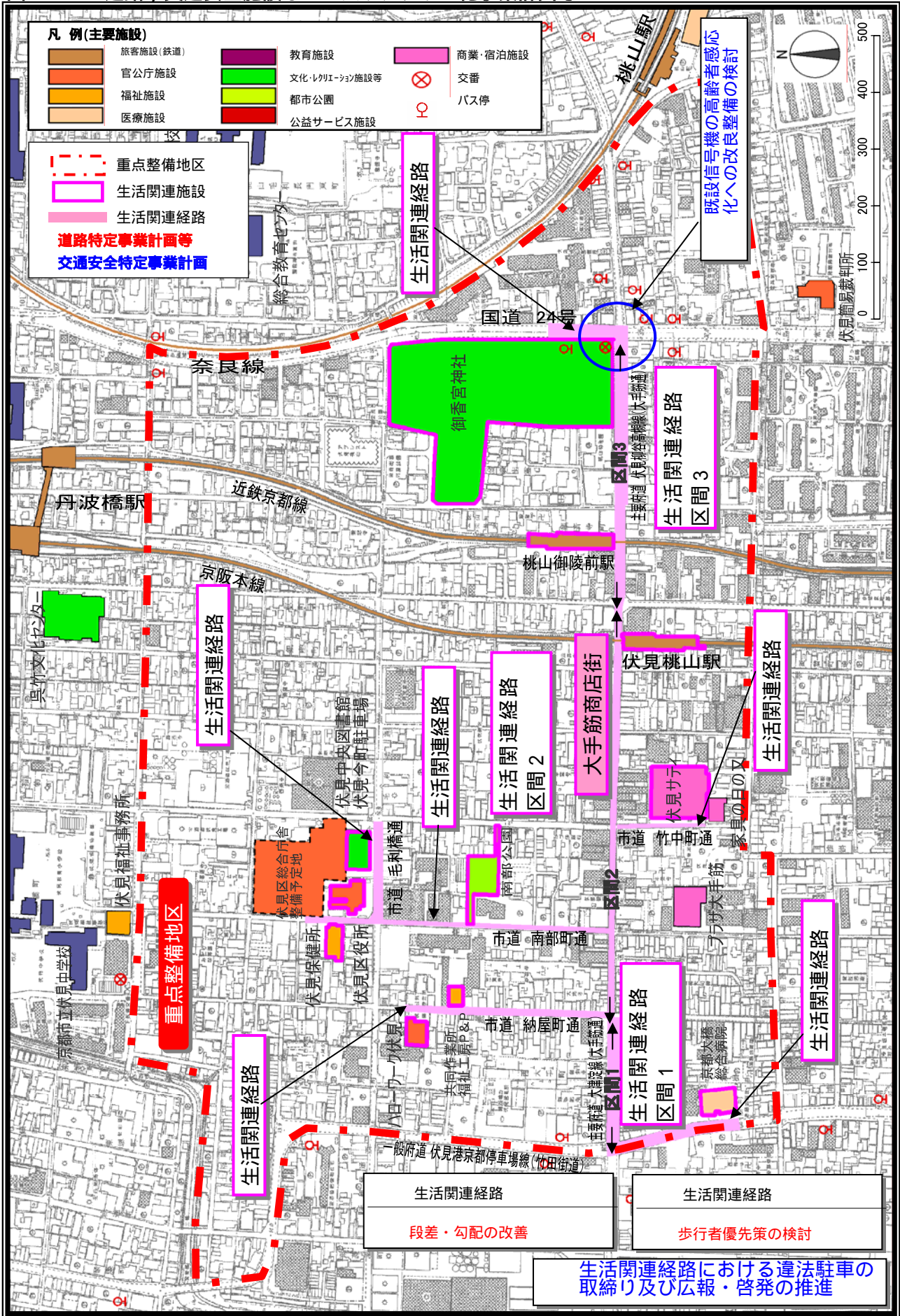
キ 伏見中央図書館におけるバリアフリー化事業計画の概要

伏見中央図書館においては、建築物内のバリアフリー化の取組を進めます。

6 伏見区総合庁舎の整備について

伏見区では、平成21年度に伏見区役所等の官公庁を中心とした伏見区総合庁舎を整備予定となっています。この伏見区総合庁舎においては、高齢者や障害のある方などにとっても利用しやすい施設となるように、バリアフリー基準を満たすことはもちろんのこと、“伏見力で考えよう!!「我らが新伏見区総合庁舎」ワークショップ“等においていただいた市民の皆様からの意見を踏まえて整備を行う予定です。

図 - 15 道路，交通安全施設などのバリアフリー化事業計画等



7 ソフト施策（コミュニケーションのバリアフリー化）の概要

（1）ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などの実効性のあるソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 14 に示します。

表 14 ソフト施策の具体例

| | ソフト施策の内容 | ソフト施策の具体例 |
|------------------------------------|--|---|
| 心のバリアフリーを推進するソフト施策 | 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供 | 高齢者や障害のある方などの移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など |
| | | 高齢者や障害のある方などとのふれあいの場の設置など |
| | 学校教育における福祉教育の充実 | 駅などにおける介助体験，疑似体験など |
| | | 高齢者や障害のある方などとの交流や介助体験，疑似体験などによるボランティア意識の醸成など |
| 公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修，マニュアルの整備 | 手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような，接客マニュアルによる接客教育 | |
| | 聴覚障害者であることと援助の内容を周囲に知らせる「耳マーク」を持った方への適切な対応や聴覚障害者への援助を呼び掛ける「耳マーク」の掲示の検討 | |
| | 高齢者や障害のある方などへのサポート教育 | |
| 違法駐車・駐輪等の防止 | 介助体験，疑似体験などによる訓練，研修 | |
| 情報のバリアフリーを推進するソフト施策 | バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供 | 違法駐車・駐輪・看板類等，高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して，自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など |
| | | インターネットを活用した，駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど） |
| | バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況，車いすで行ける観光施設など） | |
| 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実 | 移動経路における情報のバリアを解消するための，電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など | |
| | すべての人に分かりやすい，統一性，連続性のある案内情報の提供など | |

（2）その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者及び関係行政機関等は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。